

目 次

第 1 計画の基本的事項

- 1 計画作成の趣旨と目的 P 1
- 2 計画の位置付けと法的根拠 P 2
- 3 計画作成体制 P 3

第 2 障がい者・児の現状

- 1 身体障がい者手帳所持状況 P 4
- 2 療育手帳所持状況 P 5
- 3 精神障がい者保健福祉手帳所持状況 P 6
- 4 発達障がい者 P 7
- 5 難病等患者 P 7
- 6 高次脳機能障がい者 P 7

第 3 計画推進のための基本的事項

- 1 平成 3 2 年度に向けて目指す方向 P 8
- 2 計画推進のための基本的な考え方 P 8
- 3 計画推進に係る目標値の見直し P 9

第 4 平成 3 2 年度の成果目標

- 1 施設入所者の地域生活への移行 P 1 0
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 P 1 1
- 3 地域生活支援拠点等の整備 P 1 1
- 4 福祉施設から一般就労への移行 P 1 2
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等 P 1 2

第5 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障がい 児通所支援及び障がい児相談支援のサービスの必要見込

- 1 サービス量の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・P 13
- 2 サービスの必要見込量確保の方策・・・・・・・・・・・・P 13
- 3 居住系サービスの必要見込量・・・・・・・・・・・・・・P 14
- 4 日中活動系サービスの必要見込量・・・・・・・・・・・・P 16
- 5 訪問系サービスの必要見込量・・・・・・・・・・・・・・P 28
- 6 障がい児通所支援の必要見込量・・・・・・・・・・・・・・P 32
- 7 相談支援の必要見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 38
- 8 地域生活支援事業の必要見込量・・・・・・・・・・・・・・P 40

第6 資料編

- 1 ライフサイクル別サービス一覧・・・・・・・・・・・・・・P 48
- 2 市単独福祉サービス状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 50
- 3 芦別市障がい者計画等推進協議会委員名簿・・・・・・・・P 53
- 4 芦別市障がい者計画等推進協議会条例・・・・・・・・・・P 54
- 5 芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則・・・・P 56
- 6 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 58

参考添付 障害者総合支援法対象疾病一覧（厚生労働省リーフレット）

本書における「害」という文字については、法律名を除くすべてを
ひらがなの「がい」で表記しています。